

水道の諸課題に係る有識者検討会

令和 5 年 3 月 22 日
公益社団法人日本水道協会

塗料認証の不適切行為に係る日本水道協会の対応について(報告)

●要旨： 令和 4 年 1 月及び 5 月に公表した塗料認証に関する不適切行為に対して、日本水道協会（以下、「本協会」という。）及び水道事業体と関係工業会等から構成する委員会にて、再発防止対策について検討を重ね、短期、中期対策としてまとめたので報告する。

1 不適切行為の概要

神東塗料㈱からの自主申告により、本協会の認証を受けている塗料について、次表に示す不適切行為により、認証を取得・維持していたことが発覚した。

該当規格	不適切行為
JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管 合成樹脂塗料)	① 規格から逸脱した方法（乾燥温度・期間、洗浄操作等）で試験片を作成の上、浸出試験を実施した
	② 規格に規定していない原料を使用した
JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面 エポキシ樹脂粉体塗料)	③ 「塗料の比重」及び「耐カップリング性※1」の試験結果が規格に適合していなかったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた
	④ JWWA G 112 を準用したその他の表層材において、「耐カップリング性」の試験結果が規格に適合していなかったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた

※1 耐カップリング性：塗膜が標準条件下で、押し込みによって部分変形を受けた場合の割れ、金属基板からのはがれに対する抵抗値を表す。

2 本協会の対応と水道用資機材への影響

(1) JWWA K 139（上記 1-①、②）

- ・不適切行為のあった塗料は認証を一時停止した。
- ・浸出試験により省令※2に基づく衛生性について確認できた塗料を使用した水道用資機材は、本協会検査合格品として扱い、令和 4 年 3 月 31 日までに、すべての塗料が省令に適合していることを確認した。

※2 省令：水道施設の技術的基準を定める省令

(2) JWWA G 112 及びその他の表層材（上記 1-③、④）

- ・水道用資機材に必要な耐久性等は、関係工業団体及び水道用資機材メーカーの検証結果から、必要な要件を備えていることが検証できた。このため、これらの塗料を用いた水道用資機材は実使用上問題なく、検査合格品として取り扱うこととした。
- ・認証登録しているすべての塗料について、浸出試験により省令の基づく衛生性を確認した。
- ・当該塗料を使用していた水道用資機材メーカーは、現在は別の JWWA G 112 規格の認証塗料に切り替えて製造を再開し、本協会の検査を受検して市場に供給している。

3 再発防止対策

今回の塗料認証の不適切行為に対して、事実確認、原因究明及び再発防止対策を本協会及び常設されている認証審査委員会※3にて取りまとめた。

主な再発防止対策は、別紙に示すとおりであり、令和4年6月1日の早期対策より段階的に実施し、中期対策を検討中である。

※3 認証審査委員会：学識経験者、水道事業体、製造者団体、工事事業者団体その他見識を有する者で構成。オブザーバーとして厚生労働省水道課も参加

(1) 認証制度の改革

a) 故意による不正の防止

- ① 塗料を製造する工場での監視体制及びコンプライアンス体制について、本協会が工場調査時に確認する。
- ② 試買検査として、塗料を市場購入もしくは資機材メーカーの工場から提供を受けて、浸出試験を行うことで、工場から出荷された塗料に問題のないことを本協会が確認する。
- ③ 塗料メーカーが不正を行った場合、法令に基づく処罰を可能とするため、「塗料認証のJIS化」等を検討する。

b) チェック機能の強化

- ④ 塗料メーカーからすべての塗料製品の組成表と安全データシートを提出させ、規格に規定する原料であることを本協会が確認する。
- ⑤ 調査時に在庫がないなどの理由で試験対象から除外される型式が発生しないよう、すべての塗料製品の試験を定期的（5年間に1回）に実施する。
- ⑥ 塗料メーカーによる不正防止のため、試験片の作成と試験を第三者機関もしくは本協会の立会いで実施する。

(2) 日本水道協会規格の改正

- ⑦ 規格に使用材料を追加する場合、溶出しても安全な物質・量しか使用を認めない。
- ⑧ 水道用資機材の製造過程や使用環境の実態を考慮した規定の変更を検討する。

4 不適切行為に対する措置

不適切行為を行った認証取得者に対する措置は、令和4年度内に公表する予定である。

令和5年3月

公益社団法人 日本水道協会

塗料認証の不正に対する主な再発防止対策等の日本水道協会の対応

項 目	分 類		再発防止対策	補 足	実施時期	効 果
認証制度 の改革	故意による不正 の防止		①コンプライアンス体制の強化 新 ・社内監視体制（内部監査の実施等）の整備 ・コンプライアンス体制について工場調査時に確認	・塗料メーカーにおける監視体制の構築 ・法令・社内規程の遵守等を本協会が確認	早期 令和4年6月 【実施済み】	不正をしない健全な会社体質をつくってもらう
			②塗料の試買検査の実施 新 ・市場購入もしくは管材メーカーから使用する塗料の提供を受け本協会が試験を行う	・年に数型式の塗料を対象とする	短期 令和5年4月	出荷後の製品を監視し、不適合品を発見する
			③法的処罰の導入の検討 新 ・不正を行った場合、法令に基づく処罰を可能にするため、「塗料認証のJIS化」等を検討する	(例) 産業標準化法の罰則 「1億円以下の罰金もしくは1年以下の懲役」	中期 令和6年度中 (予定)	故意による不正行為に対して抑止力となる
	チェック 機能の強化	原料	④すべての塗料製品の組成表及び安全データシート(SDS)の提出※1 強 ※1「組成表」の配合比の記載は任意で提出を求めていた。	・配合比の範囲表示を可とする	短期 令和5年4月 【早期で一部実施※2】	規格に規定する原料を使用していることの確認を容易にする
		試験	⑤すべての塗料製品を定期的に試験 新 ・すべての塗料製品の試験を定期的(5年間に1回)に実施する ・初回のみ省令全項目の浸出試験を行う ⑥試験片の作成及び試験を第三者機関もしくは本協会の立会いで実施※2 新 ※2 認証の申込み(新規、変更)時に先行して実施した。	・製造していない塗料の休止届を認める ・試験片作成の立会いを省略できる条件も検討	短期 令和5年4月 【早期で一部実施※2】	すべての型式を、定期的に試験対象とすることで、不適切行為の発見と防止につながる
JWWA 規格の 改正	水道水に対する 安全性の向上		⑦原料の限定 強 ・使用材料を追加する場合、溶出しても安全な物質・量しか使用を認めない	・使用原料の追加	中期 令和6年度 上半期(予定)	新たな原料が追加されても、水道水の安全性が担保される
	規定内容の 見直し		⑧実態に合わせた修正 強 ・水道用資機材の製造過程や使用環境の実態を考慮した規定の変更を検討	・試験片の作成方法や試験結果の許容値の変更等を検討	中期 令和6年度 上半期(予定)	より実態を考慮した規格に改正される

凡例 ■：早期 ■：短期 ■：中期 **新**：新規に実施する対策 **強**：従前より実施していたが、強化する対策